元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業務受託者選定募集要項

この要項は、元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業者を選定するに当たり、その企画提案を広く募集するために必要な事項を定めるものである。

１　業務内容等

仕様書のとおり

２　履行期間

仕様書のとおり

３　応募資格

次の⑴又は⑵のいずれかに該当する者（提出書類は、「５　提出資料」⑹参照）

⑴　京都市契約事務規則第２２条第１項に規定する京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、公募開始から契約の日の前日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていない者

⑵　⑴に該当しない者については、次に掲げる各事項を満たす者

ア　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ウ　引き続き２年以上、当該営業を営んでいること。

エ　民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

オ　会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

カ　法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

キ　本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

ク　本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

ケ　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

４　応募方法

⑴　参加表明書の提出

参加表明書（様式１）を持参又は郵送（簡易書留）により、「10　問合せ及び提出先」へ提出すること。

⑵　資料の提出

「５　提出資料」に記載の資料を持参又は郵送（簡易書留）により、「10　問合せ及び提出先」へ提出すること。

⑶　提出期限

ア　参加表明書（様式１）

令和８年１１月２５日（水）午後５時

イ　提出資料

令和８年１２月９日（水）午後５時

＊郵送の場合は必着とする。

⑷　留意事項

ア　本件応募に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。

イ　公募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ　提出された全ての書類等は返却しない。

エ　提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合以外は認めない。提出された書類に記載するべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。

オ　提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

カ　提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

５　提出資料

以下の⑴～⑸（様式自由）は各６部、⑹は各１部ずつ提出すること。

⑴　業務内容に関する提案書

ア　販売サイトの概要等

現在の契約施設数や取扱チケット数、販売サイトの周知に関する取組等を記載すること。

イ　販売方法等

販売画面や画面遷移イメージ、発券方法及び二次元コード券面イメージ画像等を提出すること。

ウ　販売情報の連携方法

販売情報と入城システムとの連携に要する時間及び連携に係る販売事業者側のシステムについて分かりやすく記載すること。

エ　販売チケットの取扱い

販売可能な券種数、複数施設への入場に係るチケット発券方法等の販売手法を記載すること。

オ　チケット情報の更新

販売券種や料金等の変更を依頼した際に、更新作業に要する日数のスケジュールを記載すること。

カ　販売データの提供

販売実績及び購買層等のデータについて、提供できるデータの内容や集計頻度及び提供までのスケジュールを記載すること。

キ　サポート体制等

サポート体制及び緊急時の連絡体制について記載すること。

ク　販路

国内及び海外向けの販路について記載すること。海外向けの販路について、海外ＯＴＡと連携している場合は、すべての海外ＯＴＡを記載すること。また、国内及び海外向けのそれぞれについて、販売実績を記載すること。

ケ　セキュリティ対策

二次元コードを表示するブラウザの暗号化や販売サイトの情報セキュリティに対する考え方及び対策を記載すること。

コ　個人情報保護の取扱い

個人情報に対する考え方及び取扱いについて記載すること。なお、プライバシーマークを取得している場合は、その旨も記載すること。

サ　導入までのスケジュール

契約後から導入までのスケジュールについて記載すること。

シ　販売手数料率等

有料の券種は、販売手数料率を記載すること。また、無料対象者向けの券種は、１枚当たりの発券単価（税抜）を記載すること。

ス　導入費用

電子チケットの導入費用（税抜）を記載すること。（導入費用は、電子チケットを販売できるようにするためにかかる一切の費用を指す。）

セ　その他独自サービスの提案

⑵　決済処理を行うクレジットカード会社等に関する情報

決済処理を行うクレジットカード会社等に関して、以下の内容を記載すること。

ア　会社概要

イ　使用できるクレジットカードブランド

ウ　入金サイクル

エ　その他特記すべき事項

⑶　販売実績

集客施設等に係る電子チケットの契約実績（施設名・年間来場者数・契約期間）を来場者の多い契約施設から順に５社記載すること。

⑷　見積書

販売手数料率、発券単価及び導入費用（税抜）を記載した見積書を添付すること。様式は任意とし、宛先は「京都市長」とする。

⑸　会社概要

概要が分かる資料（様式２）、必要に応じてパンフレット、チラシ等を提出すること。

⑹　各種証明書（上記３⑵に該当する者に限る。）

ア　登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

※申請日前３か月以内に発行したもの

イ　３⑵カ、キに係る納税証明書（キについては、京都市内に事業所等が所在する場合又は、固定資産を所有する場合）

※提出日の直前２事業年度の納税に係る証明書

ウ　水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合）

※提出日の直前２事業年度の納税に係る証明書

エ　誓約書（様式３）

オ　暴力団排除措置に係る誓約書（様式４）

６　質疑受付

⑴　受付方法

質問書（様式５）を作成のうえ、持参、郵送又はＦＡＸにより、「10　問合せ及び提出先」へ提出すること。

ＦＡＸで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認を行うこと。

⑵　受付締切

令和８年１１月２５日（水）午後５時

※　受付期間経過後は、いかなる理由であっても受け付けない。

⑶　回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和８年１２月２日（水）までに京都市情報館及び元離宮二条城ホームページに掲載する。

７　審査方法

⑴ 選定方法

提出書類に基づいて評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。ただし、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

評価点が６０点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が１事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、事業者を選定しない場合がある。

⑵ 評価基準及び評価点

別添の「元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業務委託 評価基準及び評価点」のとおりとする。

⑶　選定結果の通知

選定結果は、全応募事業者に郵送により通知するとともに、速やかに京都市情報館及び元離宮二条城ホームページにおいて、その結果（参加した事業者名及び評価点）を公表する。

⑷ 選定後の手続き

選定した受託候補者と仕様等契約内容について協議し、合意した場合は、「委託予定先」として位置付ける。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次いで評価の高かったものを受託候補者とし、協議を行う。

８　契約に関する基本的事項

受託事業者との契約においては、次の事項を基本とする。

⑴　契約内容

　契約内容は、仕様書及び提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

　なお、各種法令等に則した内容とすること。

⑵　契約期間

　契約締結は令和９年３月１日に行い、令和９年１２月３１日までの契約とする。

⑶ 特約事項

　提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託事業者の負担とする。

９　その他

⑴　本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

⑵　公正で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問い合わせには一切応じない。

10　問合せ及び提出先

京都市元離宮二条城事務所（担当：遠藤、田中）

〒６０４－８３０１

京都市中京区二条通堀川西入二条城町５４１番地

ＴＥＬ　０７５－８４１－００９６

ＦＡＸ　０７５－８０２－６１８１